

施工体制台帳の記載内容と添付書類について

・施工体制台帳の添付書類の削減に向け、今後は法で定められている最低限の添付書類のみでよいものとします。

	施工体制台帳に記載すべき内容	施工体制台帳に添付すべき書類
元請	施工体制台帳に記載すべき内容 ☆元請負人に関する事項 ○発注者から請け負った工事内容 ○建設業許可の内容 ○健康保険等の加入状況 ○配置技術者の氏名と資格内容 ○外国人技能実習生等の従事状況 ○建設工事従事者に関する事項	施工体制台帳に添付すべき書類 ○発注者との契約書の写し ○配置技術者（監理技術者等）が資格を有することを証する書面 （専任を要する監理技術者の場合は、監理技術者証の写しに限る） ○専門技術者等を置いた場合は資格を証明できるものの写し （国家資格等の技術検定合格証等の写し） ○配置技術者（監理技術者等）の雇用関係を証明できるものの写し （健康保険証等の写し） ※法令上の義務はないが添付することが望ましい書類 ○監理技術者講習修了証の写し （工期の全てにおいて、講習受講日が過去5年以内のもの）
一次下請	施工体制台帳に記載すべき内容 ★一次下請負人に関する事項 ●下請契約した工事内容 ●施工に必要な建設業許可業種 ●健康保険等の加入状況 ●配置技術者の氏名と資格内容 ●外国人技能実習生等の従事状況 ●建設工事従事者に関する事項	施工体制台帳に添付すべき書類 ○直近上位注文者との契約書の写し （注文・請求及び <u>基本契約書又は基本契約約款等の写し</u> ）*1 ※法令上の義務はないが添付することが望ましい書類 ○下請負人の建設業許可通知書の写し （下請負人が担当する建設工事に関する許可の確認のため） ○下請負人の主任技術者が資格を有することを証する書面 ○下請負人の主任技術者の雇用関係を証明できるものの写し
二次下請以下	施工体制台帳に記載すべき内容 ◆再下請負人に関する事項 ●下請契約した工事内容 ●施工に必要な建設業許可業種 ●健康保険等の加入状況 ●配置技術者の氏名と資格内容 ●外国人技能実習生等の従事状況 ●建設工事従事者に関する事項	

*1 建設業法第一九条第1項に契約の締結に際して記載すべき事項が定められています。
 「契約書の写し」とは、表紙のみではなく、これらの内容が確認できる契約書一式の写しのことです。